

第26表 食品衛生管理者数

	総 数	医 師・ 歯科医師	薬 剤 師	獣 医 師	大学・旧制大学又は旧制専門学校 で下記の課程を修めて卒業した者				登録養成 施設を修 了した者	登録講習 会を修了 した者
					医学・歯 学・薬学 ・獣医学	畜 産 学	水 産 学	農芸化学		
平成 28 年度	54	1	1	3	1	6	4	9	12	17
29	47	1	1	3	1	3	3	8	10	17
30	45	-	2	3	1	2	3	9	9	16
令和 元 年度	45	-	1	2	3	2	2	10	10	15
2	46	-	2	3	1	2	2	10	11	15
全粉乳（その容量が1,400グラム以下であるかんに収められるものに限る。）、 加糖粉乳又は調製粉乳の製造業又は加工業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
食肉製品（ハム・ソーセージ・ベーコン その他これらに類するものをいう。） の製造業又は加工業	37	-	1	3	-	2	1	9	8	13
魚肉ハム又は魚肉ソーセージの製造業 又は加工業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
食品の放射線照射業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
食用油脂（脱色又は脱臭の過程を経て 製造されるものに限る。）の製造業又 は加工業	2	-	-	-	1	-	-	1	-	-
マーガリン又はショートニングの製造 業又は加工業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
添加物（法第11条第1項の規定により 規格が定められているものに限る。） の製造業又は加工業	7	-	1	-	-	-	1	-	3	2